

## 江村家文書目録解題

江村家文書は、荒戸河沢（あらとこうぞう）村（現：上越市吉川区河沢）の江村家に伝来した文書群である。本史料群は、江村家の縁戚にあたる阿部家に由来する文書（阿部家文書）とともに当家の土蔵に保管されてきたが、中越地震、中越沖地震、長野県北部地震といった度重なる震災を受け、保管に支障をきたしていたため所蔵者により上越市へ寄贈された。

江村家に伝わった史料は、荒戸河沢村由来の文書と伯母ヶ沢村由来の文書に大別され、出自が異なることから前者を「江村家文書」、後者を「阿部家文書」とし、別々に整理した。この両史料群は、平成 23 年から資料整理ボランティアによって修復や判読が行われ、このたび目録化に至った。

明治 5 年（1872）の荒戸河沢村明細帳（『吉川町史資料集第一集』）によると、荒戸河沢村の村高は 239 石 4 斗 5 升 7 合で、家数は 40 軒、人数は 222 人である。ただしこの明細帳は、荒戸河沢新田と併せて記されている。

江戸時代の荒戸河沢村は、天和元年（1681）の松平光長改易までは高田藩領、改易後は幕府領の代官支配を受け、元禄 4 年（1691）に糸魚川藩主有馬清純の支配地となった。その後再び幕領となったが、享保 2 年（1717）に松平直之の糸魚川藩が成立すると、周辺 14 か村とともに幕末まで糸魚川藩に領有された。

この地域は、糸魚川藩領の他にも幕府領、高田藩領、高田藩三家老領、高田藩預所などが分立し、複雑な領有関係が見られる地域である。

江村家文書の中に、割地に関する資料がいくつか残されている。割地は村の土地（耕作地に限らない）を高持百姓の数で割り、一定期間ごとにくじ引きで所有権を交換する近世の農村に見られる制度である。割地制度の目的としては、租税分担の平等化、水損や地滑り等災害リスクの分散化などがあげられる。これまで荒戸河沢村における割地については、田地の質入れなどによる土地所有の分散を原因として、享保期における割替えが最後であったとされてきた（『吉川町史』）。しかし、江村家文書に慶応 2 年（1866）の「田地鬮替覚帳」が見られることから、同村での割地が幕末まで継続されていたことがうかがえる。また、同様の帳面の他にも地番（鬮番号）が記された村絵図もいくつか残されていて、本史料群は割地制度の実態を知るうえで有用な史料といえる。

（荒戸河沢村割地絵図）

